

1 開催日時 平成 29 年 4 月 21 日（金） 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 18 分 2 開催場所 尾張旭市役所 3 階 302 会議室 3 出席委員 柴田 幸正、新井 亨、菅井 径世、辻 佳世子 4 名 4 欠席委員 長谷川 元洋 1 名 5 傍聴者 なし 6 出席した事務局職員 行政経営課長 田島 祥三、係長 寺尾 綾、主事 佐藤 亮介 7 その他の出席者 なし 8 議題等 (1) 会長及び会長の職務代理の選出について (2) 尾張旭市個人情報保護条例の一部改正等について (3) 特定個人情報の管理に関する規程の制定について 9 会議の要旨 次のとおり	
事務局 (課長)	それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成 29 年度第 1 回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。本日の会議は、長谷川委員が欠席しておりますが、審査会条例第 7 条第 2 項の定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。 また、本審査会の運営要領の第 2 条第 4 項本文の規定により、非公開情報を含む部分以外は、会議を公開することとなります。なお、傍聴席は、事務局の席の後ろに設けてございまして、現在、傍聴者の方はいません。 委員の皆様方におかれましては、個人情報をはじめとした非公開情報の発言はお控えいただきますようお願いいたします。なお、会議終了後は、非公開部分を除き、会議録を公開とすることについて提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり） それでは、議事に入ります前に、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

事務局 (課長)	(委員紹介) 次に事務局職員を紹介いたします。 (事務局職員紹介) この後議事に入ります。審査会条例第7条第1項に、審査会の会議は、会長がその議長になる旨が規定されておりますが、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。 それでは、これより議事に入ります。 次第のとおり、本日の議事は、「会長及び会長の職務代理の選出について」、「尾張旭市個人情報保護条例の一部改正等について」、「特定個人情報の管理に関する規程の制定について」の3件です。 それでは、「会長及び会長の職務代理の選出について」でございます。審査会条例第6条第1項の規定により、会長は委員の皆様との互選で選出していただくこととなりますが、いかがでしょうか。
辻委員	柴田委員を推薦いたします。
事務局 (課長)	ただいま、柴田委員に会長をお願いしたいとの推薦の声がありました。御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) それでは、柴田委員に会長をお願いしたいと存じます。ここから先は柴田委員に議事の進行をお願いします。
柴田会長	(会長就任挨拶) 議事を進めさせていただきます。次に会長の職務代理の選出についてですが、審査会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理することとなっています。辻委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
辻委員	よろしくお願いします。
柴田会長	続きまして、「尾張旭市個人情報保護条例の一部改正等について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

平成29年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

事務局 (主事)	(概略説明)
柴田会長	説明が終わりました。委員の皆様の中で質問がある方はいますか。
辻委員	条例第4条についてですが、改正前の「思想、信条」は改正後の「信条」に含まれるということによろしいのでしょうか。
事務局 (主事)	「思想」と「信教」については、含まれると考えております。
柴田会長	第4条で制限されている要配慮個人情報とは、第2条第4項で定義付けされている要配慮個人情報の内の一部という趣旨ですか。
事務局 (主事)	おっしゃるとおりです。
柴田会長	条例第2条第4項の、「犯罪により害を被った事実」は、規則の方ではカバーしていないという理解でよいのであれば、何を例示しているのかということが少し分かりにくいと思います。
事務局 (係長)	規則で示されているのは、第2条第4項の一部の例示ですが、一部のどの部分かということが分かりにくいという御指摘ですね。
事務局 (主事)	規則の規定は国のものから少し変更して規定しておりますが、条例の方は、基本的には国の行政機関個人情報保護法をベースに規定しておりますので、今回の改正も同様に行っています。
菅井委員	近隣の市町村と特に違うところはないですか。
事務局 (主事)	近隣の市町村についても、現時点では今回の改正を行っていない団体が多数ですので、全く同じとは言えませんが、基本的な考え方については同様と考えています。
柴田会長	基本は国の法律があるので、それを実施するために地方公共団体が定めているのであれば、取扱いが大きく変わるということはないということですね。

平成29年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会議事録

事務局 (係長)	今回国の法律では、個人情報を隠すなどの加工をして「非識別加工情報」として活用するという規定が設けられていますが、それについては、本市はすぐに対応できる体制ではございませんので、今回の改正には含めておりません。
柴田会長	それはまた追々ということですね。
事務局 (係長)	周囲の自治体の状況を見ながら、今後検討することになると考えています。
柴田会長	続きまして、「特定個人情報の管理に関する規程の制定について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局 (主事)	(概略説明)
柴田会長	説明が終わりました。委員の皆様の中で質問がある方はいますか。
柴田会長	第26条の「総括保護管理者等」の「等」とは、誰のことを指していますか。
事務局 (主事)	副総括保護管理者や保護管理者を含めております。実際の運用については、他市町村に確認しても現時点で細かく決めている団体は少ないため、本市もこれから定めていく予定です。
菅井委員	第17条に関してですが、個人情報は、庁舎内だけで管理していますか。
事務局 (係長)	特定個人情報に関しては、医療機関等と共有しているものはないと思います。
柴田会長	特定個人情報を取り扱う場所は、第18条で限定するということですね。
柴田会長	ほかに、事務局から何かありますか。 それでは、これをもちまして、平成29年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。